

## 第4回 備前市総合教育会議

日時：平成27年7月30日（木）

13:00～

場所：市役所 大会議室

### 次 第

#### 開会

1 市長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 協議事項

(1) 備前市教育に関する大綱の策定について

○パブリックコメントに対する回答

○大綱案の最終協議

4 その他

・市長部局と教育委員会の連絡体制について

・義務教育学校に関する資料について

・次回開催について

#### 閉会

備 前 市 総 合 教 育 会 議 名 簿

職 名	氏 名
市 長	よ し む ら た け し 吉 村 武 司
教育長	す ぎ う ら し ゅ ん た ろ う 杉 浦 俊 太 郎
教 育 委 員	た か は し ち あ き 高 橋 千 亜 紀
教 育 委 員	お ち み な 越 智 聖 名
教 育 委 員	こ ま ざ わ ま さ る 駒 澤 勝
教 育 委 員	さ ら た に の ぶ ひ さ 更 谷 暢 久

事 務 局

事務局長 (総合政策部長)	藤 原 一 徳
事務局次長 (企画課長)	佐 藤 行 弘
担当者 (企画係長)	大 西 健 夫

教育委員会事務局

教育部長	谷 本 隆 二
教育部 教育総務課長	芳 田 猛
教育部 学校教育課長	磯 本 宏 幸

## 備前市教育に関する大綱（案）に対する意見募集の公表について（最終案）

備前市教育に関する大綱（案）に対して、市民の皆様からご意見を募集した結果について、要旨と総合教育会議の考え方は下記のとおりです。  
ご意見をお寄せいただきましてありがとうございました。

意見募集期間 平成 27 年 6 月 1 日（月）～30 日（火） 意見募集結果 36 件（11 名）

No.	該当部分等	意見等の要旨	ご意見に対する総合教育会議の考え方（案）
1	基本理念	<p>「すべては子どもたちのために」を掲げていただき、今後の備前市の教育振興に関して、大変素晴らしい理念ありがとうございます。</p> <p>法律や教育振興計画の前文などを鑑みると、子ども教育としての「学校教育」「家庭教育」に限らず、広く学術・文化の振興に関して「生涯教育」「文化財・伝統の継承」「社会教育」「職場教育」の重要性も示唆していると感じます。であれば、整合性を図るために加えるとする、「すべては子どもと市民のために」、「すべては子どもと絆のために」というのはどうでしょうか。</p>	<p>ご指摘の学術・文化の振興に関しての重要性については、各取組項目で包含して掲げていると考えております。</p> <p>大綱に記載するのは教育に関する全範囲でなくてもよく、各自治体の判断で策定することになっており、現策定中の本大綱につきましては「子どもの教育」を中心に構成していくこととしておりますので、今回ご提案いただきました基本理念については、現行のままとさせていただきます。</p>
2	基本理念	<p>「すべては子どもたちのために」の基本理念を最初に提示していただき、市在住の教育関係者として、市の意気込みが感じられ大変うれしく思う。</p>	<p>基本理念実現のための取組みを進めてまいります。</p>
3	重点取組方針 ④	<p>子どもの育成には、教員、保護者、地域等周囲の大人が相互連携しながら各々の立場でアクションを起こす必要がある。そのことを重点取組方針に明記していることはすばらしい。特に「総合力」という言葉が良い。</p>	<p>取組方針の大きな柱の一つとして進めてまいります。</p>

4	各取組項目①	競争主義でなく、どの子どもにも確かな学力をつける教育こそ大切です。	確かな学力をつける教育機会が、どの子にも平等に確保されるように基本理念実現のための取組みを進めてまいります。
5	各取組項目①	道徳教育の推進とありますが、今の国が進めている上から押し付けたような道徳教育は絶対に反対です。まして、これを評価対象にするなど許せません。押し付けの道徳教育は、押し付けの人格形成につながります。	道徳教育の評価については、本大綱の対象にしているため、内容に関わる部分ではないと判断します。
6	各取組項目①	「たくましい体・豊かな心・学びに挑戦する精神・確かな学力の育成」にしてはどうか。 たくましい体・豊かな心に学びに挑戦する精神が備わって、確かな学力を身につけることができます。小学校の授業を参観すると、1時限の授業中に姿勢を保持できない学童がみられます。健やかを一步進め「たくましい」にしてはどうでしょうか。	ご指摘の項目については、これまでの協議内容（議事録参照）を勘案しますと現行の表現に包含していると考えております。
7	各取組項目①	次の3項目を追加してはどうか。 1、社会教育の推進 社会のルール（交通、犯罪、財産、健康保険、年金、市役所、公民館、環境）を教えて、基礎教育をする。 2、人権教育の推進 個人の尊厳、差別、区別、いじめなどに対する個人能力差などについて学習し、他人の能力を認めたり、人のつらさや悩みなどを学習する。 3、生活規範の学習 食事、睡眠時間、宿題、言葉使い、準備、整理、整頓、清掃、戸締りなどについて、学習機会を設定して生活の基本を教えていく。	本大綱は、できるだけシンプルで理解しやすい構成や表現に努めることとしており、そのため各取組項目には全ての詳細な施策でなく、重点的に取り組む項目が掲載されております。 ご指摘の項目については、これまでの協議内容（議事録参照）を勘案しますと宣言文や他の各取組項目等に包含していると考えておりますが、今後施策を進める上で大切な部分と判断し、「規範意識の基礎形成」を④に追記することを検討します。

8	各取組項目①	確かな学力を身につける基盤となるのは、体・心・やる気の他に生活習慣と学習習慣の定着が必要と思います。	基本的な生活習慣・学習習慣の形成は、家庭の教育力向上に包含していると考えております。
9	各取組項目①	「文化芸術に親しむ機会の提供」を「子どもたちが文化芸術に積極的に親しむ」の表現にしてはどうか。	本大綱につきましては「子どもの教育」を中心に構成しておりますので、現行のままとします。
10	各取組項目①	確かな学力をつける為に大切な事は幼児期からの生活習慣が基本であり、こども一人一人が母親の胎内で育つ時から、様々な影響をうけます。 家族、地域あらゆる人達から愛され、慈しみ、かけがえのない存在である事が感じられると、生きる事に対して前向きになれます。遊ぶ、寝る、食べる等々当たり前の生活が出来る地道な取り組みの環境を整える事が確かな学力・体・心の育成につながる基と思います。	乳幼児期は、保護者など特定の大人との関わりにおいて、愛されること、大切にされることで、絆が深まり情緒が安定し、人への信頼感を育んでいくと言われております。この基本的な信頼感を心の拠り所とし、成長とともに行動範囲を広げていけるようにすることは、生きる事の源でありますので、今後施策を進める上での参考とさせていただきます。
11	各取組項目②	次の2項目を追加してはどうか。 1、外国語教育推進 社会に出て簡単な会話が必要な時代である。 2、パソコン教育 情報端末に慣れて、社会に出てツールとして使用できる教育をする	ご指摘の項目については、1は「グローバル人材の育成」、2は「ICTを活用した教育」に包含していると考えております。
12	各取組項目③	教育環境でやるべきは、少人数学級をすすめることです。正規の先生を増やしていくことをすることが一番です。	ご指摘の少人数学級政策は、子どもの個性に応じたきめ細かな教育することで、学力の向上ばかりでなく、生活指導なども充実させるために有効な方策であると思います。しかし、継続的に実施するためには、国・県の学級編制及び教職員配置の基準に関する法改正等が必須であることから、市の大綱の中で示すことはしておりません。
13	各取組項目③	安全で安心できる学び場の確保のためには、少人数学級とそのための正規教員の増員こそ大切です。	前記No.12をご参照ください。

14	各取組項目③	「放課後、休日の学校開放」(子供たちの移動をさせない)について、追加してはどうか。	校舎開放は管理上できませんが、現在、運動場や体育館等の学校施設は、手続きにより自己責任で利用いただけますので、追加は必要ないと判断します。
15	各取組項目③	「学習環境に配慮した学び場づくり」の意味がわかりにくい。もう少し明確に意図が伝わる表現がよいのでは。	子どもが、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視した学習環境を意図した表現です。「学習意欲の向上に配慮した学び場づくり」に表現変更を検討します。
16	各取組項目③	人間の神経系は5~6才で成熟時の80%、12才まででほぼ100%に達すると言われていています。豊かな心やコミュニケーション能力を高めるため、安全で自由に自分で考え、力いっぱい遊ぶことの出来る場の充実を提案します。	⑤「学校教育施設の環境整備」に包含していると考えております。
17	各取組項目④	「社会人の社会教育・人権教育・歴史教育・生涯教育・生涯スポーツの充実」について追加してはどうか。 教育の大綱が子供の教育に絞られているのはおかしい。 健全な子供は健全な親から育つものであるから、親もあらゆる機会学習させるべき。	ご指摘の項目については、各取組項目④に包含されていると考えており、大綱構成内容については前記No.1をご参照ください。
18	各取組項目④	生活習慣・学習習慣の定着、規範意識の醸成と確立は、家庭が大きな役割を担っていると思います。重要なテーマとして取り上げてください。	前記No.7、8をご参照ください。
19	各取組項目④	コミュニティスクールは、教育現場と学校運営協議会のバランスが重要なように思いますので、この点十分な検討をお願いします。	ご意見に留意しながら「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。
20	各取組項目⑤	本大綱の趣旨に最もかなった教科書採択をあげていますが、大綱に掲げるべきではないと思います。教育委員会や教科書選定委員会、なによりも現場の教師の声、保護者などの声を大事にして、自主的な選定にまかせるべきです。	ご意見の小・中学校で使用される教科書の採択の権限については、これまでどおり市教育委員会にあります。大綱では、採択の方針を記載しているだけであり、採択権者である教育委員会の権限と責任により、より適切かつ公正に教科書の採択が行われるので、問題はないと判断します。

21	各取組項目⑤	教科書採択では歴史の事実を目をつむり、日本の戦争責任を隠そうとした出版社の教科書採択を狙おうとする動きがうかがえます。しっかりとした対応が必要と考えます。	前記No.20 をご参照ください。
22	各取組項目⑤	認定こども園や小中一貫教育の導入には反対します。	一個人の意思表示と判断させていただきます。
23	各取組項目⑤	今回の法改正では、教科書採択方針は「教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる」とありますが、どのような根拠で「適切」と判断されたのでしょうか。校長会や現場への十分な説明もなく、まず唐突に従来の採択協議会を抜けた経緯について説明があつてしかるべきではないでしょうか。単独採択区になることで、従来の何倍もの教員に負担をかけている事実を把握されているのでしょうか。教科書採択について「適切」な判断ができているのかどうか疑問です。教科書採択の方法や教科書調査の観点にも影響を与えるものであり、採択を左右する重大なものである。大綱には記載すべきではなく、「削除」すべきです。	教科書採択方針については、教育委員会の専権事項であることは前記No.20 のとおりであり、総合教育会議において教育委員会と協議・調整のうえ首長が大綱に記載することは可能であると考えています。 ご指摘の内容については、大綱の内容に関する部分ではないので、ご意見として関係部門にお伝えします。
24	各取組項目⑤	学校は地域の要で、その有無は地域の人口動態、活性化に、学区の大小は地域の教育力に影響すると思います。多面的な検討・推進を切望します。	ご意見の項目については、本大綱の中で示すことはしていませんので、ご意見として関係部門にお伝えします。
25	各取組項目⑤	全市域学区選択制の導入は学校間格差を生み、親の教育負担を増大させます。絶対に反対です。	全市域学区選択制は、就学校指定に際して、現行の住所地による学区指定だけではなく、地域の実情や保護者の意向に十分配慮し、児童生徒の具体的な事情に応じ対応を可能にする制度です。

26	各取組項目⑤	<p>小中一貫校は、財界が求めるグローバル経済競争に勝ち抜く「人材」を育てるために、小学校段階より英語教育や理科教育を「強化」、中学校の英語や理科の教師を活用すること、学校統廃合をすすめていくことなどが狙いでは。全市域学区選択制は、学校間の格差が拡大し子どもたちに過度な負担を強いることになり反対です。効率化などで、子どもの成長・発展をゆがめていくことは許されません。</p>	<p>小中一貫校は、カリキュラムの弾力運用などにより、中学校に進学した際にいじめや不登校が増える「中1ギャップ」や、子どもの心身の発達が早まり、学年の区切りが現状に合っていない点などの課題解決を図ります。</p> <p>全市域学区選択制については、前記No.25をご参照ください。</p> <p>どちらの項目も子どもの健やかな成長を願い、重点取組方針全体を支える環境として整備していきます。</p>
27	各取組項目⑤	<p>義務教育学校について、「導入」とありますが「導入を決定した」ということですか。まず「導入する・しない」についての検討から始めるべきで、記載の必要があれば導入検討とすべきです。</p> <p>「小中連携」は重要ですから、充実させる方向で各地域の実情に応じた取組を進める必要があると思いますが、いきなり導入となると、「導入」が目的となってしまうかねません。早期導入のアピールをしたいのかもしれませんが、教育をそのようなことに使ってほしくありません。</p> <p>もし、導入するのであれば、「一体型」「分離型」「既存の小中学校の在り方」「全市域学区選択制の導入」との関連など協議・検討しなければならない事項が多岐わたり、小規模校の統廃合を加速させることも危惧されます。地域や学校現場の声をしっかり聞いて慎重に進めるべきことです。</p>	<p>大綱は、条例等とは異なり、教育委員会に対して従うべき法的義務を課したものではないので、具体的導入や取組内容について作業を進めることに現行の表現で問題ないと判断します。</p> <p>ただし、記載内容については、総合教育会議において調整を経たものは「尊重義務」が生じますので、教育委員会には、道義的責任を持ち大綱に沿った教育行政を運営することが期待されます。実施にあたっては、ご意見に示された事項について留意しながら進めてまいります。</p>



28	各取組項目⑤	<p>多様なカリキュラムの選択について、言うまでもなく教育課程の編成権は学校にあります。記載の「カリキュラムの選択」とは、「学校が主体的に子どもたちに応じたカリキュラムを選択できるよう備前市として応援していく」ということであれば大賛成です。現場の声をしっかり聞いていただき、子どもや地域の実態に応じたカリキュラムが編成されるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>もしそうでなく、「備前市・備前市教育委員会が考える「多様なカリキュラム」をどの学校でも実施する」という押し付けであるならやめていただきたい。後者であれば記載されるべきではありません。</p>	<p>ご指摘の項目については、これまでの協議内容（議事録参照）のとおり、義務教育学校導入によって、9年間を通し系統的な教育活動ができるカリキュラムを想定しています。今後、小中一貫教育の導入・移行作業などについて、教育課程の管理権限を有する教育委員会と編成権を有する学校（校長）と一緒に検討を進めていくことになると考えています。</p>
29	各取組項目④及び⑤	<p>地域とともにある学校づくりを進める方策の一つが「コミュニティスクール」、他方、「全市域学区選択制」は、その側面が弱まると考えられ、同時に実施することに矛盾を感じるが、どのように整理されているか。</p>	<p>コミュニティスクールは、学校運営に保護者や地域の皆さんの意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みであり、本大綱の取組項目にある「全市域学区選択制」は、前記No.25のとおりですので、同時実施による特段の支障等はないと考えています。</p>
30	各取組項目全体	<p>昔からよく言われる躰、挨拶、掃除、整理整頓、規律を守るなど、確かな学力にプラス「当り前のことが当り前に出来る」ことが大切だと思います。</p>	<p>ご指摘の項目については、これまでの協議内容（議事録参照）を勘案しますと宣言文や各取組項目等に包含していると考えており、今後施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>

31	各取組項目 全体	<p>「フューチャースクール、義務教育学校」等、最近の教育の様々なキーワードが取組項目中にみられるが、全てをどの程度まで導入することを想定しているか。かえって焦点を絞り「一点集中」する方がよいのでは。</p> <p>導入する場合、次の事項が必要と考えられる。</p> <p>①学校や地域の実情把握と合意形成 連日遅くまで勤務し、多忙を極めている学校現場の現状があり、新制度導入に時間を取られ、授業研究や準備時間が不足するのであれば、学力向上に影響する。教員が「備前市の学校で働きたい」と思える学校づくり及び職場環境づくりの視点からしっかりと検討してほしい。</p> <p>②導入までの十分な準備期間 先行事例から、義務教育学校では3年間、統廃合や施設整備を伴う場合は5年間程度必要では。</p> <p>取組の推進体制を整備するため、担当職員等の人的資源を集中させる必要がある。</p>	<p>本大綱は、教育振興に関する施策の目標や根本方針を定めるもので、教育委員会と市長部局の両者が方向性を共有し、一致して執行することが期待されています。</p> <p>総合教育会議において調整後には双方尊重義務がかかるとともに、事務の執行権限は教育委員会が有してしますので、具体的施策の導入や取組内容については、教育委員会において示されることとなります。</p> <p>実施にあたっては、ご意見に示された事項について留意しながら進めてまいります。</p>
32	全体	<p>基本的には、旧教育基本法にたちかえった教育をすすめることをのぞみます。方針は、安倍政権が狙う、改憲にふさわしい愛国心や郷土愛の教育、弱肉強食の経済社会への人材づくりを持ち込むものになっていないでしょうか。国の恣意的な方針に左右されずに、子どもたちのために教育をすすめてほしい。</p>	<p>本大綱は、現行の教育基本法に規定する基本的な方針を参酌して定めるものです。</p> <p>主たる内容は、市長と教育委員で構成される総合教育会議で協議、調整のうえ、地域の実情に応じて定められます。</p>

33	全体	<p>大綱は目標や根本方針を記載するもので、大枠を示すものです。重点取組方針や各取組項目のような具体的なものについては記載すべきではありません。各取組項目は教育委員会の施策として掲げ、毎年必要に応じて修正・変更していくものです。</p>	<p>大綱は各自治体の判断で策定することになっており、本市では、現策定中の本大綱を基本理念—重点取組方針—各取組項目で構成していくこととしております。</p> <p>なお、大綱に沿った具体的な施策や取組内容は、教育委員会において事務執行されます。</p>
34	全体	<p>大綱には「重要な問題」をはらんでいます。シンポジウムの開催、賛成・反対の声を聞いて、十分な論議を経て決めるようにしてほしい。</p>	<p>本件については、市条例で定められた参画機会の提供の中から、会議の公開及びパブリックコメント制度を採用しておりますので、今回はシンポジウム等の開催予定はございません。</p>
35	全体	<p>問題なのは、教育委員会制度が改定されて首長の権限が強化され、教育委員会の地位が相対的に弱められたことです。これによって時の首長が大きく教育制度や教育内容に介入できるようになりました。この背景には旧教育基本法にうたわれていた崇高な教育目的を否定し、政府や大企業が求める人材育成を図ろうとする狙いがうかがわれます。教育は中立普遍的なものでなくてはならず、そのために首長が介入すべきではありません。</p>	<p>ご意見については、本大綱の内容に関わる部分ではないと判断します。</p>
36	全体	<p>備前市の持てる資源を最大限活用していただくことを切望します。</p>	<p>本大綱を根本方針として「教育まち備前」実現のための取組みを進めてまいります。</p>

# 備前市教育に関する大綱（案）



平成27年7月30日

備 前 市

<基本理念>

すべては  
子どもたちのために

～「教育のまち備前」の宣言～

私たちは、「一人ひとりの豊かな人生」と「安心して成長できる地域社会」の実現を目指し、まちの未来を担う子どもたちに「生きる力」、「創造する勇気」、「郷土を愛する心」を育み、その大いなる可能性を引き出すために、市民総参加で教育に取り組むことを宣言します。

## <重点取組方針>

**1** 確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成

**2** 未来への飛躍を実現する人材の育成

**3** 安全で安心できる学び場の確保

**4** 家庭・学校・地域の総合力で取り組む教育活動の推進

**5** 取組方針を支える環境整備

## <各取組項目>

<b>①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の向上</li> <li>・読書活動の推進</li> <li>・就学前教育の充実</li> <li>・ICTを活用した教育（フューチャースクール）の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の向上と学校スポーツの推進</li> <li>・食育の推進</li> <li>・道徳教育の推進</li> <li>・特別支援教育の充実</li> <li>・文化芸術に親しむ機会の提供</li> </ul>
<b>②未来への飛躍を実現する人材の育成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・グローバル人材の育成</li> <li>・国際交流の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土教育の推進</li> <li>・様々な体験活動の推進</li> <li>・切磋琢磨する機会の増大</li> </ul>
<b>③安全で安心できる学び場の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの安全の確保</li> <li>・学習意欲の向上に配慮した学び場づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校問題への対応</li> <li>・意欲ある全ての者への学習機会の確保</li> </ul>
<b>④家庭・学校・地域の総合力で取り組む教育活動の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力の向上</li> <li>・放課後児童クラブの充実</li> <li>・備前まなび塾の充実</li> <li>・学校支援地域本部、コミュニティスクールなど学校と地域の連携体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規範意識の基礎形成</li> <li>・青少年教育の充実</li> <li>・多様な生涯学習機会の充実</li> <li>・生涯スポーツの振興</li> <li>・歴史文化の活用と伝統文化の継承</li> </ul>
<b>⑤取組方針を支える環境整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育施設の環境整備</li> <li>・認定子ども園等就学前施設の環境整備</li> <li>・義務教育学校（小中一貫制度）の導入</li> <li>・本大綱の趣旨に最もかなった教科書採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市域学区選択制の導入やカリキュラムの選択など柔軟で質の高い学びを実現する教育環境の整備</li> </ul>